

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
102	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和6年4月1日

項目一覧

基本情報
特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
リスク対策
開示請求、問合せ
評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2～5	
システム2	
システムの名称	宛名管理システム
システムの機能	1 基本情報管理機能 住登外者・法人の基本情報の登録・修正を行う。 2 口座振替管理機能 納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消を行う。 3 名寄せ機能 本市における、個人を一意に識別するための独自の識別番号(以下、「宛名番号」という。)が異なる同一個人データの名寄せを行う。 4 送付先・納税管理人等情報管理機能 税目ごとに送付先を管理登録する。納税管理人等の情報を登録する。
他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (収納システム、滞納システム、課税資料イメージ管理システム、申告書作成システム、確定申告書管理システム)

システム3	
システムの名称	データ連携基盤(庁内連携システム)
システムの機能	<p>1 連携データベース管理・連携機能 地域情報プラットフォームに準じた連携情報をデータベース上に副本として保持し、連携情報を必要とするシステムへデータ連携することが可能な環境を提供する。</p> <p>2 ファイル連携サイト管理機能 連携データベースで管理されている連携情報以外の情報をデータ連携する際のファイルの受け渡し場所として個別にサイトを管理し提供する。</p> <p>3 文字コード変換機能 ファイルによるデータ連携をする際に必要がある場合にファイルの文字コードを変換する。</p> <p>4 宛名管理機能 住民基本台帳情報、住登外情報、法人情報、共有者情報から統合宛名情報を生成・更新を行い管理し、提供する。</p> <p>5 アクセス権限管理機能 データ連携するシステムごとにIDを付与し必要な情報のみアクセスできるようにアクセス権限を設定し管理する。</p> <p>6 共通情報提供機能 町字情報、金融機関情報など共通的に使用する情報について正本として保持、管理し提供する。</p> <p>7 庁内システムポータルサイト提供機能 対応するシステムにシングルサインオン(自動ログオン)するための庁内システムポータルサイトを提供する。</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (収納システム、滞納システム、戸籍情報システム、選挙管理システム、人事給与システム、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、住民健康管理システム、生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム、市心身障がい者福祉扶助料システム、県在宅重度障がい者手当システム、障がい者手当(特別障がい者手当)システム、障がい者手当(障がい児福祉手当)システム、特別児童扶養手当システム、障がい者扶養共済システム、給付管理(補装具)システム、給付管理(日常生活用具)システム、給付管理(その他)システム、更生医療システム、障がい福祉サービス給付システム、基幹相談支援・障がい者虐待防止システム、家族介護用品購入助成(おむつ券)システム、ねたきり高齢者等見舞金支給事業システム、短期保護事業/措置システム、医療助成システム、後期高齢者医療システム、育成医療給付システム、未熟児養育医療給付システム、小児慢性特定疾患医療給付システム、障がい者福祉(精神)システム、一般不妊治療費助成システム、特定不妊治療費助成システム、児童福祉システム、家庭児童相談システム、母子父子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、税外収入管理システム、庁内開発基盤システム、結核管理システム、特別給付金システム、出産・子育て応援給付金システム、申請管理システム)</p>

システム4	
システムの名称	中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)
システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名管理システムにおいて団体内統合宛名番号、個人番号を各業務システムの宛名情報と紐付けて保存し、管理する機能</p> <p>2 住民基本台帳ネットワークシステム連携機能 各業務システムと住民基本台帳ネットワークシステムとの連携を中継する機能</p> <p>3 中間サーバ連携機能 各業務システムと中間サーバとの連携を中継する機能</p> <p>4 符号取得機能 中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステムと連携して、処理通番や符号を取得する機能</p> <p>5 各システム連携機能 各業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (中間サーバ、CSコネクタ)</p>
システム5	
システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。) 「3.特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の市町村CS部分について記載する。
システムの機能	<p>・本人確認情報の更新 住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>・本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付等を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>・個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用した転入または転出(特例転入・転出) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、当該個人番号カードまたは住民基本台帳カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)</p> <p>・本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>・機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>・本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>・送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、住民記録システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>・個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p> <p>・附票AP連携機能 住所等の異動があった人の戸籍の附票情報を附票APへ送信する。</p> <p>・住民票の広域交付 他市町村に住民票がある人の住民票を他市町村へ依頼し、印刷する。</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (CSコネクタ、戸籍情報システム)</p>

システム6～10									
システム6									
システムの名称	中間サーバー								
システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、中間サーバーコネクタ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報照会又は提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名管理システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名管理システムにおいて行う。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、提供又は符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p> <p>11 お知らせ機能 お知らせ情報提供対象者への情報送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介してお知らせ情報の提供を行う機能 お知らせ情報提供対象者へ提供した情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能</p> <p>12 自己情報提供機能 マイナポータルから受領した通知を情報提供者に送信し、情報提供者が該当する個人に係る特定個人に係る特定個人情報の提供を行う機能</p>								
他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									

システム7	
システムの名称	住民記録システム(既存住民基本台帳システム)
システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の記載 転入、出生等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する。 2 住民票の修正 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する。 3 住民票の消除 転出、死亡等により住民基本台帳から住民に関する記録を消除(住民票を除票)する。 4 住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する。 5 証明書・通知書の発行 住民票の写し、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。 6 住基ネットとの連携 CSコネクタ(住民記録システムと住基ネットの連携を補助するシステム)、住基ネットを通じて国、県、他市区町村との連携を行う。 7 在留カード等発行システムとの連携 法務省の在留カード等発行システムから法務省連携システム(住民記録システムと在留カード等発行システムの連携を補助するシステム)を通じ法務省通知情報を受信する。 外国人住民の住所等変更時に在留カード等発行システムへ送信する市町村通知情報をCSコネクタと法務省連携システムを通じ送信する。 8 住民基本台帳関係統計資料及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する帳票作成 異動集計表や、人口統計用の集計表及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する帳票を作成する。 9 附票APへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍の附票情報等を住基ネットを通じて附票APと連携する。 10 住民票関係情報の移転、提供 庁内連携システムを通じ法令に基づく住民票関係情報を移転・提供する。 11 個人番号カード及び住民基本台帳カード等の発行状況管理 個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況の管理する。 12 住民票記載項目の取得 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療及び介護保険の資格情報及び児童手当の支給に関する情報及び印鑑登録の有無に関する情報を庁内他システムから取得をする。 13 証明書コンビニ交付システムとの連携 住基コピー環境、証明書コンビニ交付システムを通じ、コンビニの端末より住民票、印鑑登録証明書を発行する。
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (CSコネクタ、法務省連携システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、住基コピー環境、税総合システム証明書発行機能)</p>
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第1の93の2の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の2の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の2の項 [88_ 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報]
6. 評価実施機関における担当部署	
部署	保健部ワクチン接種推進室
所属長の役職名	ワクチン接種推進室長
7. 他の評価実施機関	
-	

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	岡崎市が実施する新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の対象者
その必要性	適正な予防接種の実施及び記録の保持をするため
記録される項目	[50項目以上100項目未満] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	1 識別情報 予防接種の対象者を特定するため 2 連絡先等情報 通知を送付等するため 3 業務関係情報 予防接種対象者の接種記録を適切に管理するため
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	令和3年6月1日
事務担当部署	保健部ワクチン接種推進室

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関(地区医師会)) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構)	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
使用目的	接種対象者の確認および接種記録の管理・保管	
使用の主体	使用部署	ワクチン接種推進室、情報システム課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法	1 対象者の確認 住民票関係情報等を基に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の対象者確認をし、接種券等を発行する。 2 接種記録の管理・保管 システムに接種記録を登録し、接種記録の管理・保管を行う。	
情報の突合	本人を特定する整理番号を付した接種券を回収し、本人特定情報と突合する。	
使用開始日	令和3年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	システム保守業務	
委託内容	住民健康管理システムの運用、保守業務	
委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部	
再委託	再委託の有無	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	窓口受付業務	
委託内容	岡崎市保健所の窓口対応業務全般	
委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	岡崎げんき館マネジメント株式会社	
再委託	再委託の有無	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項3	住民健康管理システム運用による業務処理委託	
委託内容	住民健康管理システム運用による業務処理や帳票印刷等を委託する	
委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	株式会社ヒミカ	
再委託	再委託の有無	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所

【本市における措置】

本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。

・紙媒体の保管

他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については庁舎内に設置してある施錠可能なキャビネットで保管している。

・住民健康管理システムにおける管理

クラウドサービスを利用しているため、データの管理は、委託事業者の規定に基づき厳正に行われている。データが管理されるデータセンターについては、セキュリティ、情報の取扱いについて国際規格の認証を受けている(ISO27001(ISMS認証))。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。

・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

< 個人番号管理 >

宛名番号 個人番号 団体内統一番号

< 共通 >

宛名番号 住民種別 氏名 氏名カナ 通称名 通称名カナ AL氏名 AL氏名カナ 性別 生年月日 続柄1 続柄2 続柄3 世帯番号 世帯主名 郵便番号 住所 方書 町CD 字CD 転入前住所 転出先住所 住民なり異動日 住民なり届出日 住民なり異動事由 住定異動日 住民なく異動日 住民なく異動事由 小学校区 氏名分類CD定 共通送付先税目CD 共通送付先終了日 共通送付先送付先_住所 共通送付先送付先_方書 共通送付先送付先_郵便番号 DV支援種別 DV設定年月日 DV解除年月日

< 予防接種 >

宛名番号 請求日 支払日 接種区分 接種量 製造メ-カ- ロット番号 行政措置 備考 接種日不明区分 ハイスク区分 市外フラグ 接種コード 接種日 接種機関コード 接種医コード

リスク対策 (7. を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人番号を含んだ特定個人情報の照会については、その事務で必要とする者しか閲覧できないようにシステム上でアクセス制限を施している。 2 個人番号を含んだ特定個人情報を照会できる権限を付与された者であっても、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したかの記録(ログ)をシステム上で保存している。また、そのことを周知することにより目的外の入手行為を抑止している。 3 庁内連携機能からの情報の入手については、入手可能な情報を限定しており目的外の入手ができない仕組みとなっている。また、庁内連携機能での連携はシステムで行われる業務を一括で連携しているが、各業務ごとに必要な情報のみ閲覧できるよう制限されている。 4 その他、特定個人情報の取扱いに関しては、本市情報セキュリティポリシー、住民健康管理システム情報セキュリティ実施手順及び本市特定個人情報等の取扱いに関する規程に準ずる。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] < 選択肢 ></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>[不適切な方法で入手が行われるリスク] 当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。</p> <p>[入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク] 閲覧画面のハードコピーなど特定個人情報を含む紙媒体は、所定の場所にまとめて散逸のないよう留意し、保管は施錠ができる棚で行っている</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 2 住民健康管理システムに不要な紐付けができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 3 データの連携はバックグラウンド処理で行われており一般使用ユーザーは制御することができない。 4 各業務を行うにあたり、利用者の担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] < 選択肢 ></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【システムを利用する端末への措置】 端末へのログオンはICカード及びPINコード(パスワード)によるため、使用を許可されている者以外はログオンすることができない。PINコードは5回間違えることにより使用不可となり、情報システム部門にて解除の手続きをしない限り利用することができなくなる。</p> <p>【住民健康管理システムにおける措置】 システムへのログオンは庁内ポータル(認証基盤)を介して行う。庁内ポータルのシングルサインオン機能を利用することにより、ユーザID及びパスワードは利用者及び外部の者が知ることがないため、不正にログオンすることはできない。また、不正な端末からの接続については、システム及びファイアウォールによる制限を行うことにより、利用ができないよう措置している。</p>
その他の措置の内容	<p>【アクセス権限の発行・失効の管理】 1 住民健康管理システムへのユーザIDごとのアクセス権限の登録/変更の際は、システムへアクセスできる端末の開放の許可を所属長に得た上で、情報システム部門の長が指定したシステム管理担当者が保守事業者に設定の変更を依頼して変更を行っている。通常の利用者はアクセス権限の追加・更新に関する権限が与えられていない。 2 人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム部門及び運用管理を取りまとめる職員が、不要となったIDや権限をチェックし変更又は削除している。</p> <p>【アクセス権限の管理】 住民健康管理システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が指定したシステム管理担当者が管理を行っており、職員の異動を把握し定期的な見直しを行い、不要となったIDや権限を変更又は削除している。</p> <p>【特定個人情報の使用の記録】 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作履歴の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかを記録している。)。また、自動実行等による処理についても、同様に操作履歴の記録を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【従業者が事務外で使用するリスク】 1 他市区町村や行政機関において住民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての新聞記事等を職場で共有し、注意喚起している。 2 個人や他市区町村、関係機関からの問合せに対する対応方法について、年度当初に注意喚起している。 3 システム上、操作履歴情報を取得していることを周知し、業務外利用を抑止している。 4 新規任用者に個人情報の取扱いについての研修を実施し、業務外利用の禁止を徹底している。 5 住民健康管理システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。</p> <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 ・住民健康管理システムのアプリケーションを介する利用においては、システム上で業務メニューを所属ごとに制限している。権限の有る者についても、必要最低限の範囲でのみ利用するように周知するとともに、個人ごとにIDとパスワードを所持し月次でアクセスログを取得し確認している。また、特定個人情報ファイルが仮に不正に複製されても外部へ持ち出せない仕組みとなっている。 ・データセンターでの直接的な利用、本庁舎と保守拠点からのクラウドサーバへのリモート利用においては、委託事業者の特定個人情報ファイルへのアクセスに関する取扱い制限の規定により適切に管理されている。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] < 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと 2 特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること 3 特定個人情報を第三者に提供してはならないこと 4 利用するユーザIDを、権限のない第三者に利用されないよう、パスワード等を適切に管理すること 5 個人情報の管理状況について随時に委託先の視察、監査を行い、必要な報告を求めることができること
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	セキュリティ関連の報告事項(事務処理中に発生した事故の原因と今後の対策等)については、フォローアップを行っていく。
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>[外部委託先業者において特定個人情報ファイルが適正に管理されないリスク]</p> <p>1 委託契約書において、受注者が取得した特定個人情報を第三者に提供することを原則禁止している。ただし、契約履行のため合理的に必要な範囲内で、事前に本市の承諾を得た場合のみ再委託を行うことができる。その場合は、個人情報取扱特記事項(マイナンバー編)に定めのある、受注者の安全管理措置と同等の措置が再委託先においても講じてあることを示した文書を本市へ提出することとしている。</p> <p>2 委託契約の中で得た特定個人情報については、業務が完了した時又は本市による指示があった場合は速やかに返還・廃棄することとしている。</p> <p>3 窓口業務においての管理については、窓口の受付担当者他に業務責任者もしくは業務副責任者が窓口にて業務統括を行う。また、委託先の特別目的会社で個人情報を取り扱うことについて社内教育を行っている。</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[] < 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【住民健康管理システム、中間サーバーコネクタのソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 情報照会処理については、当該事務の権限を有する職員のみにも実施できるようにアクセス権限を設定している。</p> <p>2 情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</p> <p>【住民健康管理システム、中間サーバーコネクタの運用における措置】</p> <p>1 業務システムで記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認している。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</p> <p>2 番号利用法に定められている事務以外での情報照会は禁止されている旨、広く関係者内に周知している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>【中間サーバー、中間サーバーコネクタの運用における措置】</p> <p>情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを適宜確認している。</p> <p>また、中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【住民健康管理システム、中間サーバーコネクタのソフトウェアにおける措置】</p> <p>特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。</p> <p>【住民健康管理システム、中間サーバーコネクタの運用における措置】</p> <p>中間サーバー側に登録していない、または、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供にあたって所属長の承認を得た上で、住民健康管理システム、中間サーバーコネクタにて処理を実行する運用を義務付けている。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>1 情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>()情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>【中間サーバーの運用における措置】</p> <p>中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要に応じて確認する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】

- 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン、ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】

- 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク】 修正等あれば、速やかに修正をシステムに反映している。</p> <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 1 予防接種法施行規則第3条第1項により5年間保存することとなっているが、ワクチンの種類によっては5年以上の期間のうちに複数回接種するものもあり、接種状況の確認のため、必要な限り保管している。 2 紙媒体資料については、市で規定された保存年限を過ぎたものを市職員立会いのもと溶解し情報を削除する。</p>	
8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【本市における措置】 1 職員等(非常勤職員、派遣職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行っている。 2 委託業者に対しては、契約に個人情報の適切な取扱いに関する内容、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714
請求方法	個人情報の保護に関する法律における開示・訂正・利用停止請求の各手続きに即した書類を提出してもらう。
法令による特別の手続	-
個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564 - 23 - 6714
対応方法	1 電話による問合せ又は岡崎市ホームページからの問合せを受付けている。 2 問合せ内容については受付簿に記録を残している。

評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	令和3年3月8日
しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
方法	-
実施日・期間	-
主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
実施日	-
方法	-
結果	-

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 部署	保健部生活衛生課	保健部保健予防課	事後	
令和3年4月1日	基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	生活衛生課長	保健予防課長	事後	
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 事務担当部署	保健部生活衛生課	保健部保健予防課	事後	
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用の主体 使用部署	生活衛生課、情報政策課	保健予防課、情報政策課	事後	
令和3年4月1日	開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	事後	
令和3年4月1日	開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	事後	
令和3年9月1日	基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第2の115の2及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第2の115の2及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の2及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の2及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 入手元	(略) []民間業者() (略)	(略) [○]民間業者(医療機関(地区医師会)) (略)	事後	誤記修正のため、重要な変更にあたらない
令和3年9月1日	特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 委託先名	富士通株式会社 東海支社	富士通Japan株式会社 東海支社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転 提供先1 法令上の根拠	番号利用法第19条第7号及び別表第2の16の2の項	番号利用法第19条第8号及び別表第2の16の2の項	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 システムの名称	住民健康管理システム	住民健康管理システム 令和4年度中にクラウド化を予定しており、クラウド化前後で異なる対応等がある場合は、分けて記載する。	事前	

<p>令和4年4月1日</p>	<p>基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 システムの機能</p>	<p>(略) 3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 (略) 7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住民記録システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>	<p>(略) 3 個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用した転入または転出(特例転入・転出) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードまたは住民基本台帳カードを用いて転入処理を行う。個人番号カードまたは住民基本台帳カード保有者が希望した場合、特例転出ができるよう転出証明書情報を作成し、他市から特例転入時の依頼により送信する (略) 7 送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住民記録システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 9 附票AP連携機能 住所等の異動があった人の戸籍の附票情報を附票APへ送信する。 10 住民票の広域交付 他市町村に住民票がある人の住民票を他市町村へ依頼し、印刷する。</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない</p>
<p>令和4年4月1日</p>	<p>基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 他のシステムとの接続</p>	<p>(略) [○]その他(CSコネクタ)</p>	<p>(略) [○]その他(CSコネクタ、戸籍情報システム)</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない</p>

令和4年4月1日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 システムの機能	(略) 9 戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する。 (略)	(略) 9 附票APへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍の附票情報等を住基ネットを通じて附票APと連携する。 (略)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 システムとの接続	(略) [○]その他(戸籍情報システム、CSコネクタ、法務省連携システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、住基コピー環境、税総合システム証明書発行機能)	(略) [○]その他(CSコネクタ、法務省連携システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、住基コピー環境、税総合システム証明書発行機能)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第1の93の2及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	番号利用法第9条第1項、別表第1の93の2の項	事後	誤記修正のため、重要な変更には当たらない
令和4年4月1日	基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の2及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の2及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の2の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の2の項	事後	誤記修正のため、重要な変更には当たらない
令和4年4月1日	特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手 使用 入手元	(略) []その他()	(略) [○]その他(地方公共団体情報システム機構)	事前	重要な変更
令和4年4月1日	特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手 使用 入手方法	(略) []その他()	(略) [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	
令和4年4月1日	特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 委託事項4	(略) (4)件 予防接種情報のデータエントリ業務 (略)	(略) (3)件 -	事後	誤記修正のため、重要な変更には当たらない
令和4年4月1日	特定個人情報ファイルの概要(委託に伴うものを除く) 5. 特定個人情報の提供・ 移転 提供先1	厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長	市町村長	事後	誤記修正のため、重要な変更には当たらない
令和4年4月1日	特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去	1 本市における措置 (1) 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 (略) (ウ) 外部からの訪問者が管理区域に入る場合は、必要に応じて立ち入り区域を制限した上で、管理区域への入退室を許可された職員が付き添うものとし、外見上職員と区別できる措置を講じている。 (クラウド移行後) クラウドサービスを利用しているため、データの管理は、委託事業者の規定に基づき厳正に行われている。データが管理されるデータセンターについては、セキュリティ、情報の取扱いについて国際規格の認証を受けている(ISO27001(ISMS認証))。	1 本市における措置 (1) 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 (略) (ウ) 外部からの訪問者が管理区域に入る場合は、必要に応じて立ち入り区域を制限した上で、管理区域への入退室を許可された職員が付き添うものとし、外見上職員と区別できる措置を講じている。 (クラウド移行後) クラウドサービスを利用しているため、データの管理は、委託事業者の規定に基づき厳正に行われている。データが管理されるデータセンターについては、セキュリティ、情報の取扱いについて国際規格の認証を受けている(ISO27001(ISMS認証))。	事前	重要な変更
令和4年4月1日	リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(略) 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 1 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 (略) 4 システムへの必要なデータ転送及び必要なファイルの外部媒体等への出力はすべて情報システム部門の職員が行っておりその他の者は物理的にファイルを入出力できないようにして特定個人情報ファイルが仮に不正に複製されても持ち出せないようにしている。	(略) 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 (クラウド移行前) 1 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 (略) 4 システムへの必要なデータ転送及び必要なファイルの外部媒体等への出力はすべて情報システム部門の職員が行っておりその他の者は物理的にファイルを入出力できないようにして特定個人情報ファイルが仮に不正に複製されても持ち出せないようにしている。 (クラウド移行後) データセンターにおいては、クラウドサービスのためシステムを介する以外に特定個人情報ファイルへの直接アクセスはできず、委託事業者以外に複製することは不可能であり、特定個人情報ファイルへのアクセスに関する取扱い制限については、委託事業者の規定により適切に管理されている。	事前	重要な変更

令和4年4月1日	リスク対策 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く)	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事前	
----------	--	-------------	-------------	----	--

令和4年4月1日	<p>リスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】</p> <p>本人からの申請を受けるほか、他機関からの修正申告情報を入力した場合は、遅滞なくシステムに取り込み最新情報に更新している。</p> <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】</p> <p>1 保管期間を過ぎたデータについては、速やかに削除を行う。 (略)</p>	<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】</p> <p>修正等あれば、速やかに修正をシステムに反映している。</p> <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】</p> <p>1 予防接種法施行令第6条の2により5年間保存することとなっているが、ワクチンの種類によっては5年以上の期間のうちに複数回接種するものもあり、接種状況の確認のため、必要な限り保管している。 (略)</p>	事前	重要な変更
令和5年4月1日	<p>基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム1</p> <p>システムの名称</p>	<p>住民健康管理システム</p> <p>令和4年度中にクラウド化を予定しており、クラウド化前後で異なる対応等がある場合は、分けて記載する。</p>	住民健康管理システム	事後	健康管理システムのクラウド移行に伴う変更
令和5年4月1日	<p>基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム5</p> <p>システムの機能</p>	<p>(省略)</p> <p>3 個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用した転入または転出(特例転入・転出) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードまたは住民基本台帳カードを用いて転入処理を行う。個人番号カードまたは住民基本台帳カード保有者が希望した場合、特例転出ができるよう転出証明書情報を作成し、他市から特例転入時の依頼により送信する。 (省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用した転入または転出(特例転入・転出) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通して受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、当該個人番号カードまたは住民基本台帳カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) (省略)</p>	事後	法令改正に伴う変更
令和5年4月1日	<p>特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>使用の主体</p> <p>使用部署</p>	保健予防課、情報政策課	保健予防課、情報システム課	事後	実情に合わせて変更
令和5年4月1日	<p>特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>保管場所</p>	<p>1 本市における措置</p> <p>本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。</p> <p>(1) (クラウド移行前)サーバー等の保管について</p> <p>ア 管理区域の構造等</p> <p>(7) 管理区域を地階又は1階以外に設けている。</p> <p>(4) 管理区域外に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視機能によって許可されていない立入りを防止している。</p> <p>(9) 管理区域を囲む外壁等の床下開口部を全て塞ぐ等の侵入防止対策を講じている。</p> <p>(1) 管理区域内に防火措置、防水措置等を講じている。</p> <p>イ 管理区域の入退室管理等</p> <p>(7) 管理区域への入退室は、許可された者のみに制限し、ICカード、生体認証又は入退室管理簿等による入退室管理を行っている。</p> <p>(4) 職員及び外部委託者が管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯させ、求めにより提示させている。</p> <p>(9) 外部からの訪問者が管理区域に入る場合は、必要に応じて立ち入り区域を制限した上で、管理区域への入退室を許可された職員が付き添うものとし、外見上職員と区別できる措置を講じている。</p> <p>(クラウド移行後)クラウドサービスを利用しているため、データの管理は、委託事業者の規定に基づき厳正に行われている。データが管理されるデータセンターについては、セキュリティ、情報の取扱いについて国際規格の認証を受けている(ISO27001(ISMS認証))。</p>	<p>【本市における措置】</p> <p>本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。</p> <p>・紙媒体の保管</p> <p>他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については庁舎内に設置してある施錠可能なキャビネットにて保管している。</p> <p>・住民健康管理システムにおける管理</p> <p>クラウドサービスを利用しているため、データの管理は、委託事業者の規定に基づき厳正に行われている。データが管理されるデータセンターについては、セキュリティ、情報の取扱いについて国際規格の認証を受けている(ISO27001(ISMS認証))。</p> <p>(省略)</p>	事後	健康管理システムのクラウド移行に伴う変更 クラウド移行後について、事前に記載していたため重要な変更にあたらぬ
		<p>(2) 委託事業者選定時において、セキュリティ、情報の取扱いについて公的機関の認証を受けていることを条件としており、また、契約時に認証内容を確認している。</p> <p>(3) 委託事業者が行っている特定個人情報の管理について、実地調査を行えることを契約条項としている。</p> <p>(4) 紙媒体の保管は、他の事務書類と混在しないよう徹底し、保管場所については第三者が容易に閲覧できない場所を定めている。</p> <p>(5) 紙媒体の処分(消去)は、文書保存年限が過ぎた際に当市職員立会いのもと溶解処分している。 (省略)</p>			

<p>令和5年4月1日</p>	<p>リスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p>【システムを利用する端末への措置】 端末へのログインはICカード及びPINコード(パスワード)によるため、使用を許可されている者以外はログインすることができない。PINコードは5回間違えることにより使用不可となり、情報システム部門にて解除の手続きをしない限り利用することができなくなる。</p> <p>【住民健康管理システムにおける措置】 システムへのログインはユーザーIDとパスワードによるため、使用を許可されたユーザーIDの登録のある者以外はログインすることができない。また、不正な端末からの接続については、ファイアウォールによる制限を行うことにより、利用ができないよう措置している。</p>	<p>【システムを利用する端末への措置】 端末へのログインはICカード及びPINコード(パスワード)によるため、使用を許可されている者以外はログインすることができない。PINコードは5回間違えることにより使用不可となり、情報システム部門にて解除の手続きをしない限り利用することができなくなる。</p> <p>【住民健康管理システムにおける措置】 システムへのログインは庁内ポータル(認証基盤)を介して行う。庁内ポータルのシングルサインオン機能を利用することにより、ユーザーIDとパスワードは利用者及び外部の者が知ることがないため、不正にログインすることはできない。また、不正な端末からの接続については、システム及びファイアウォールによる制限を行うことにより、利用ができないよう措置している。</p>	<p>事後</p>	<p>健康管理システムのクラウド移行に伴う変更 クラウド移行後について、事前に記載していたため重要な変更にあたらぬ</p>
<p>令和5年4月1日</p>	<p>リスク対策 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>【従業者が事務外で使用するリスク】 1 他市区町村や行政機関において住民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての新聞記事等を職場で共有し、注意喚起している。 2 個人や他市区町村、関係機関からの問合せに対する対応方法について、年度当初に注意喚起している。 3 システム上、操作履歴情報を取得していることを周知し、業務外利用を抑制している。 4 新規任用者に個人情報の取扱いについての研修を実施し、業務外利用の禁止を徹底している。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 (クラウド移行前) 1 本市では岡崎市情報セキュリティポリシーに基づき、以下のセキュリティ対策を施している。 (1) 管理区域の構造等(部外者等がシステムのサーバへ物理的に操作させないための措置等) ア 管理区域を地階又は1階以外に設けている。 イ 管理区域外に通ずるドアは必要最小限とし、鍵、監視機能によって許可されていない立入りを防止している。 ウ 管理区域を囲む外壁等の床下開口部を全て塞ぐ等の侵入防止対策を講じている。 エ 管理区域内に防火措置、防水措置等を講じている。 (2) 管理区域の入退室管理等(保守作業に伴い委託先の従業員等がサーバを操作する際の措置)</p>	<p>【従業者が事務外で使用するリスク】 1 他市区町村や行政機関において住民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての新聞記事等を職場で共有し、注意喚起している。 2 個人や他市区町村、関係機関からの問合せに対する対応方法について、年度当初に注意喚起している。 3 システム上、操作履歴情報を取得していることを周知し、業務外利用を抑制している。 4 新規任用者に個人情報の取扱いについての研修を実施し、業務外利用の禁止を徹底している。 5 住民健康管理システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不要な処理を行えない仕組みとしている。</p> <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 住民健康管理システムのアプリケーションを介する利用においては、システム上で業務メニューを所属ごとに制限している。権限の有る者についても、必要最低限の範囲でのみ利用するように周知するとともに、個人ごとにIDとパスワードを所持し月次でアクセスログを取得し確認している。また、特定個人情報ファイルが仮に不正に複製されても外部へ持ち出せない仕組みとなっている。 データセンターでの直接的な利用、本庁舎と保守拠点からのクラウドサーバへのリモート利用においては、委託事業者の特定個人情報ファイルへのアクセスに関する取扱い制限の規定により適切に管理されている。</p>	<p>事後</p>	<p>健康管理システムのクラウド移行に伴う変更 クラウド移行後について、事前に記載していたため重要な変更にあたらぬ</p>
		<p>ア 管理区域への入退室は、許可された者のみに制限し、ICカード、生体認証及び入退室管理簿等による入退室管理を行っている。 イ 職員及び外部委託者が管理区域に入室する場合、身分証明書等を携帯させ、求めにより提示させている。 ウ 外部からの訪問者が管理区域に入る場合は、必要に応じて立ち入り区域を制限した上で、管理区域への入退室を許可された職員が付き添うものとし、外見上職員と区別できる措置を講じている。 エ 管理区域への入退室の記録を保存しており、必要に応じて確認が取れるようにしている。 2 データが管理されているサーバについてカード認証及びIDとパスワードにより保護されており、サーバOSの使用が抑制されている。 3 使用されているデータベースのソフトウェアの動作ログを採取しており、保守等でデータベースに直接アクセスする際に特定個人情報ファイルの複製が行われたことを確認できるようにしており、不正な複製を抑制している。 4 システムへの必要なデータ転送及び必要なファイルの外部媒体等への出力はすべて情報システム部門の職員が行っておりその他の者は物理的にファイルの入出力できないようにして特定個人情報ファイルが仮に不正に複製されても持ち出せないようにしている。(クラウド移行後)データセンターにおいては、クラウドサービスのためシステムを介する以外に特定個人情報ファイルへの直接アクセスはできず、委託事業者以外に複製することは不可能であり、特定個人情報ファイルへのアクセスに関する取扱い制限については、委託事業者の規定により適切に管理されている。</p>			

令和5年4月1日	リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに関する措置	(省略) 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 1 予防接種法施行令第6条の2により5年間保存することとなっているが、ワクチンの種類によっては5年以上の期間のうちに複数回接種するものもあり、接種状況の確認のため、必要な限り保管している。 (省略)	(省略) 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 1 予防接種法施行規則第3条第1項により5年間保存することとなっているが、ワクチンの種類によっては5年以上の期間のうちに複数回接種するものもあり、接種状況の確認のため、必要な限り保管している。 (省略)	事後	法令改正に伴う変更
令和5年4月1日	開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求方法	岡崎市個人情報保護条例における開示・訂正・利用停止請求の各手続きに即した書類を提出してもらう。	個人情報の保護に関する法律における開示・訂正・利用停止請求の各手続きに即した書類を提出してもらう。	事後	法令改正に伴う変更
令和5年4月1日	リスク対策 10 その他のリスク対策		< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴い修正リスクを低減するものではないため、重要な変更には当たらない
令和5年4月1日	基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の2の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の2の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の2の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の115の2の項 【88_ 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報】	事後	体裁変更のため、重要な変更には当たらない
令和5年4月1日	基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム3 他のシステムとの連携	(省略) 母子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、予防接種システム、税外収入管理システム、庁内開発基盤システム	(省略) 母子父子寡婦福祉資金システム、保育システム、公立幼稚園システム、私立幼稚園就園奨励費補助金システム、一時保育システム、市営住宅システム、学齢簿・就学援助システム、税外収入管理システム、庁内開発基盤システム、結核管理システム、特別給付金システム、出産・子育て応援給付金システム、申請管理システム	事後	実情に合わせた変更
令和6年4月1日	基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 部署	保健部保健予防課	保健部ワクチン接種推進室	事後	
令和6年4月1日	基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	保健予防課長	ワクチン接種推進室長	事後	
令和6年4月1日	特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 事務担当部署	保健部保健予防課	保健部ワクチン接種推進室	事後	
令和6年4月1日	特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 使用の主体 使用部署	保健予防課、情報システム課	ワクチン接種推進室長、情報システム課	事後	
令和6年4月1日	特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 委託先名	富士通Japan株式会社 東海支社	富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部	事後	
令和6年4月1日	開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714	事後	
令和6年4月1日	開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714	事後	